

# 化学肥料施用量及び化学合成農薬成分回数の慣行基準の一部改正について

令和5（2023）年3月8日 経営技術課

## 1 趣旨

栃木県における「化学肥料施用量及び化学合成農薬成分回数の慣行基準」について、現場での実態調査をふまえ現状に合わせて見直し、「特別栽培農産物に係るガイドライン」及び「環境保全型農業直接支払交付金」における本県の「慣行レベル」とする。

## 2 見直し対象品目

現行慣行基準（平成28年3月18日一部改正）の63作物

## 3 実態調査の実施

- ① 現状に合わない作型の見直しの削除及び追加（経営技術課）  
⇒「ばら」を削除（土耕栽培は現在ほとんど行われていないため）
- ② 各作型・作型ごとに、生産面積及び生産地域に応じて調査件数を設定（経営技術課）
- ③ 設定作物・作型別に化学肥料施肥量及び化学合成農薬成分回数に係る実態調査（各農振）

## 4 慣行基準の検討

- ① 実態調査を基に慣行基準の改正案の作成（経営技術課）  
（改正案作成の考え方）
  - ・肥料：「農作物施肥基準（栃木県、H29年）」を基に、現地実態調査の結果を参考として作成
  - ・農薬：県版の防除基準がない品目が多いため、現地実態調査の結果を基に、統計的手法を用いて作成。なお、作型が大きく変わったものについては、現状に合わせた数値とした。
- ② 改正案の照会（生産振興課、畜産振興課、農業試験場、農業環境指導センター）

## 5 改正内容

- ・作型の新設：小麦の「パン用」、「飼料米（専用品種）」、「飼料イネ（専用品種）」を追加
- ・作型の追加：水稻の早期栽培を「コシヒカリ」と「コシヒカリ以外」に区分け
- ・基準値の変更：肥料 15作物16作型（うち増加10作型、減少6作型）  
農薬 19作物24作型（うち増加11作型、減少13作型）
- ・作物名称の修正：農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称に統一  
「じねんじょ」を「やまのいも」に変更  
「スイートコーン」を「未成熟とうもろこし」に変更

## 6 慣行基準を活用する制度

- ・特別栽培農産物に係る表示ガイドライン
- ・環境保全型農業直接支払交付金

## 7 改正した慣行基準の施行時期

令和5（2023）年4月1日とする。

ただし、周知期間及び農薬の散布計画や施肥設計の時期を考慮し、作型を新設した作物（小麦の「パン用」、「飼料米（専用品種）」、「飼料イネ（専用品種）」）以外で基準を変更した作物は、令和6（2024）年4月1日からとする。